

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例（原案）の概要

○防災管理教育担当者の選任に係る事項について（第53条の2関係）

1 改正の背景・要旨

これまで、消防法により一定規模以上の防火対象物については、防火管理者を定めて防火管理業務を行うことが義務付けられ、さらに、小樽市火災予防条例では、消防法に規定する防火管理業務の一部を受託して事業を行う者に対し、防火管理業務についての教育担当者を定め、受託した防火管理業務に従事する者へ教育を行わせることを規定していましたが、消防法の一部改正（平成19年6月22日公布、平成21年6月1日施行）により同法に規定された防災管理者が行う防災管理業務（※）についても、防火管理業務を併せて行うことが義務付けられるなど防火管理業務と密接なかかわりがあるため、防災管理業務の一部を受託して事業を行う者（以下「防災管理業務受託者」という。）に対し、防災管理業務についての教育担当者（以下「防災管理教育担当者」という。）を定め、受託した防災管理業務に従事する者へ教育を行わせる規定を追加するものです。

※ 防災管理者が行う防災管理業務とは、主に地震による被害の軽減のため特に必要がある建築物等において、当該建築物の管理権原者から選任された防災管理者が行う、防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難訓練の実施その他防災管理上必要な業務をいいます。

2 改正の内容

- (1) 防災管理業務受託者は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、市長が別に定める資格を有する者のうちから、防災管理教育担当者を定めることとする規定を追加します。
- (2) 防災管理業務受託者は、防災管理教育担当者に、防災管理業務に従事する者に対する組織的かつ計画的な防災管理に関する教育を行わせることとする規定を追加します。
- (3) 防災管理業務受託者は、防災管理教育担当者を定め、又は解任したときは、遅滞なく消防長に届け出ることとする規定を追加します。

3 施行期日

平成22年11月1日とします。

4 概要図

